

重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	特別養護老人ホーム 敬心苑
事業所所在地	茨城県筑西市野殿1595番地3
実施主体	社会福祉法人 広仁会
代表者 氏名	廣瀬 由紀子
電話番号	0296-25-6886

2. 運営の目的と方針

- (1) 介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、又は、老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とします。
- (2) 被保険者が要介護状態等になった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行います。
- (3) 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行います。
- (4) 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努めます。
- (5) 筑西市等から要介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研修を行います。
- (6) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行います。
- (7) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (8) 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認し、その

3. 概要

- (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	敬心苑指定居宅介護支援事業所
所在地	茨城県筑西市野殿1595番地3
介護保険指定番号	0870600053
事業の実施地域	筑西市内

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 所 名	事業者指定番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム敬心苑	0870600053
短期入所生活介護	//	0870600095

(3) 職員の種類、員数及び職務内容

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	(イ) 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる (ロ) 他の業務との兼務をしても差し支えない	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上
事務員(兼務)	居宅介護支援サービス等に係わる事務業務	

(4) 営業日・営業時間

平日 (月)～(金)	国民の祝日及び12月31日から1月3日迄の年末年始を特別休日とする。 但し、休日であっても、他の者が替わり取次業務を行う。
時間	8時30分から17時30分迄とする。 但し、他の時間については、他の者が替わり取次業務を行う。

(5) 居宅介護支援事業所の提供方法

- 1 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これは提示すべき旨を指導します。
- 2 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市の委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめます。
- 3 介護認定における敬心苑の委託調査については、調査の留意事項に精通し、市民に公平、中立で正確な調査がおこなわれる事業であること。
- 4 事業所は、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援します。
- 5 要介護認定者等の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。
- 6 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行います。
- 7 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
(イ) 正当な理由とは、法第4条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
(ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けた、又受けようとしたとき。
(ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を筑西市に通知します。

(6) 利用料金

申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者その家族から一切の費用負担は行いません。通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費について利用者の同意を得て実費の支払を利用者から受け取ることができる。(別紙参照)

(7) 職員の資質向上のための研修への参加

現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。

(8) 担当者の変更

担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

4. 居宅介護支援の内容

1 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができます。

2 居宅サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

(イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行います。

[利用者等への情報提供]

(ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援します。

[利用者の実態把握]

(ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握します。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

(ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供させる体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。なお使用する課題分析票は全社協ケアプランを使用します。

[担当者会議]

(ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めます。

[利用者の同意]

(ヘ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得ます。

[利用者への訪問頻度]

(ト) 利用者宅への訪問は、依頼があれば即座に訪問を行い必要に応じ介護支援専門員が計画的(少なくとも月1回)に訪問を行います。

[相談場所]

(イ) 利用者との相談場所は、指定があれば利用者の指定場所へ訪問し、利用者が事務所に訪れた場合は、相談室を利用しプライバシーの保護に努めます。

3 サービスの実施状況継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

4 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

5. 相談または苦情・ハラスメントに対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	敬心苑指定居宅介護支援事業所
担当者	小倉 成美
電話番号	0296-25-6886
対応時間	8時30分～17時30分

(2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

(3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(4) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行います。

(5) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

6. 苦情申立機関

外部苦情相談窓口

筑西市役所 介護保険課	電話番号	0296-22-0528
国民健康保険連合会	電話番号	029-301-1550
地域包括支援センター えがお	電話番号	0296-45-6882
地域包括支援センター しらとり	電話番号	0296-45-7616
地域包括支援センター まごころ	電話番号	0296-57-3668
地域包括支援センター なかだて	電話番号	0296-38-0680

7. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

8. 秘密の保持

介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

①介護支援専門員及び事業者に属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 利用料金

(1) 利用料

①利用者は、要介護認定（要支援1・2を除く）を受けられている場合には、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

また、保険料の滞納により一時的に法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき、所定の居宅介護支援費をいただきます。

居宅介護支援費の払い戻しを希望される方は、居住地の市町村介護保険担当窓口まで、お問い合わせ下さい。

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合	基本単位数の 50%に減算 算定不可
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 (令和 7 年 4 月以降)

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

* 初回加算と退院・退所加算はどちらか一方の算定となります。

* 地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位 10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たりの単価を割り増ししています。当事業所（筑西市）は、「7級地」のため1単位あたり10.21円の報酬となります。

②前記の利用料について介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該利用料を変更することができるものとします。

(2) 解約の際の料金

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

10. 業務継続計画の策定

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行います。

11. 感染症の予防及び防止

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を定期的実施します。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を設置します。

13. 身体拘束の適正化

- (1) 介護支援専門員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急や、やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。
- (2) 介護支援専門員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならび緊急や、やむを得ない理由を記録する。

14. ハラスメント対策の強化

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。